

# ノーマルタイヤで積雪・凍結道路を運転すると、 法令違反になるなんて 知りませんでした。

罰金

5万円以下

反則金

大型自動車等 7千円 普通自動車等 6千円  
都道府県道路交通法施行細則または道路交通規則にて積雪または凍結した路面での冬用タイヤの装着等いわゆる防滑措置の義務が規定されています。(沖縄県を除く) 違反行為は、反則金の適用となります。(大型7千円、普通6千円、自動二輪6千円、原付車5千円)



うねめ  
 〈三重県四日市市〉国道1号采女付近

わずかな積雪でもノーマルタイヤ車両の立ち往生による通行障害がたびたび発生しています。

## 冬期の安全運転は、 ドライバーの皆さんの心がけが大切です!!

出発前  
の心がけ

道路状況や気象情報  
などを確認しましょう!



雪道の走行時は、  
以下の装備品を携帯しましょう!

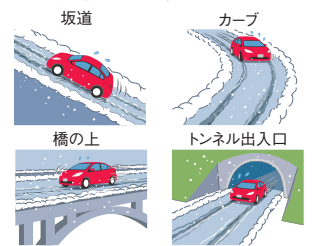


走行前  
の心がけ

車間距離を十分にとって  
走行しましょう!



このような場所は、  
特に注意しましょう!



道路の異状を  
発見したら...

道路緊急  
ダイヤル #9910

24時間受付  
通話料無料

円滑な道路交通確保のため、早めの通行止めによる除雪作業にご理解とご協力をお願いします。

国土交通省 中部地方整備局 道路部

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 [TEL]052-953-8176